

平成 28 年度 景観法活用状況調査【調査票 1】 記入マニュアル

景観法フォローアップ調査【調査票 1】の記入に当たっては、本マニュアルを参照の上、ご回答ください。

基礎情報

- ① D 欄、E 欄 …国土交通省にて記載しております。
- ② F 欄 …「都道府県」「政令市」「中核市」「その他」の別をプルダウンより選択してください。

景観法活用以前の取組

- ① G 欄 …自主条例の制定年月日を記入してください。（例：平成（昭和）3 年 11 月 8 日の場合「H(S)3.11.8」）
- ② H 欄 …任意計画の策定年月日を記入してください。判然としない場合は、年のみの記載でも構いません。
- ③ I 欄 …自主条例若しくは任意計画における、行為制限の有無を選択してください。

景観行政団体

- ① J 欄 …市区町村については、景観行政団体への移行状況について、「移行済」「未移行」のどちらかを選択してください。都道府県の場合は、「－」を選択してください。
- ② K 欄 …市区町村については、景観行政団体へ移行した日付を記入してください。都道府県については、貴都道府県内全ての市区町村が景観行政団体へ移行したことに伴い、景観行政団体から外れている場合は、その日付を記入してください。該当しない場合は「－」と記入してください。
- ③ L 欄 …J 欄で「未移行」を選択した自治体は、景観行政団体への移行予定をプルダウンより選択してください。J 欄で「移行済」を選択した市区町村及び都道府県は「－」を選択してください。
- ④ M 欄 …L 欄で「移行予定あり」を選択した自治体は、景観行政団体への移行を予定している年度（平成 28 年 4 月時点）をプルダウンより選択してください。J 欄で「移行済」を選択した自治体及び L 欄で「予定なし」を選択した自治体、都道府県は「－」を選択してください。
- ⑤ N 欄 …L 欄で「予定なし」を選択した自治体は、その理由を記入してください。

都道府県景観計画に含まれる区域

- ① O 欄 …市区町村については、都道府県景観計画区域に含まれている場合は、その面積を記入してください。都道府県については、都道府県景観計画区域面積を記入してください。（単位：km²）
- ② P 欄 …都道府県景観計画区域に含まれている市区町村については、行政区画との関係性をプルダウ

ンより選択してください。都道府県景観計画区域に含まれていない市区町村及び都道府県は「-」を選択してください。

景観計画

- ① Q 欄 ……景観計画の策定状況をプルダウンより選択してください。
- ② R 欄 ……Q 欄で「策定済」を選択した自治体は、その策定年月日を記入してください。
- ③ S 欄 ……貴自治体が策定した景観計画の数を記入してください。
- ④ T 欄 ……貴自治体が策定した景観計画区域の面積を記入してください。T 欄で 2 以上の景観計画があると記載した自治体は、景観計画区域の面積の合計値を記入してください。（単位：km²）
- ⑤ U 欄 ……Q 欄で「策定済」を選択した市区町村は、景観計画区域と行政区域との関係性を「全部」「一部」から選択してください。「未策定」を選択した市区町村及び都道府県は「-」を選択してください。
- ⑥ V 欄 ……R 欄で「策定済」を選択した自治体は、景観計画策定に要した概ねの期間（現況調査～景観計画策定）を記入してください。
- ⑦ W 欄 ……景観計画策定（現況調査～景観計画策定）時の外部委託の有無を選択してください。
- ⑧ X 欄 ……Q 欄で「未策定」を選択した自治体は、景観計画の策定予定の有無を選択してください。Q 欄で「策定済」を選択した自治体は「-」を選択してください。
- ⑨ Y 欄 ……X 欄で「策定予定あり」を選択した自治体は、景観計画の策定着手（予定）時期（平成 28 年 4 月時点）を選択してください。Q 欄で「策定済」を選択した自治体及び X 欄で「策定予定無し」を選択した自治体は「-」を選択してください。
- ⑩ Z 欄 ……X 欄で「策定予定あり」を選択した自治体は、景観計画の策定予定時期（平成 28 年 4 月時点）を選択してください。Q 欄で「策定済」を選択した自治体及び X 欄で「策定予定無し」を選択した自治体は「-」を選択してください。
- ⑫ AA 欄 ……X 欄で「策定予定無し」を選択した自治体は、その理由を記載してください。
- ⑬ AB 欄 ……Z 欄で平成 31 年度末以降を予定している自治体は、早期に策定しない理由を記載してください。
- ⑭ AC 欄 ……（※都道府県のみ記入）X 欄・Z 欄を踏まえ、平成 31 年度末における景観計画の策定見込市区町村数（平成 28 年 4 月時点）を記入してください。
- ⑮ AD 欄 ……（※都道府県のみ記入）貴都道府県内の市区町村数に占める AC 欄の市区町村数の割合（平成 28 年 4 月時点）を選択してください。
- ⑯ AE 欄 ……（※都道府県のみ記入）市区町村数による景観計画の策定するため都道府県が講じる取組を記入してください（予定含む）。
- ⑰ AF 欄 ……景観計画策定以降、景観法第 10 条に基づく要請の有無を選択してください。
- ⑱ AG 欄 ……景観計画策定以降、景観法第 11 条に基づく提案の有無を選択してください。
- ⑲ AH 欄 ……補足があれば記入してください。

景観重要公共施設の記載状況

- ① AI～AO 欄・・・景観計画における、景観重要公共施設の「整備に関する事項」の記載の有無を選択してください。
- ② AP～AV 欄・・・景観計画における、景観重要公共施設の「許可の基準」の記載事項の有無を選択してください。
- ③ AW 欄・・・景観計画内に「特定公共施設」を記載している場合には、その具体名を記入してください。
- ④ AX 欄・・・景観計画における、屋外広告物事項の記載の有無を選択してください。

景観計画による行為の制限の実施状況

- ① A Y 欄・・・景観法第 16 条第 1 項に基づく届け出の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ② A Z 欄・・・景観法第 16 条第 2 項に基づく届け出の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ③ B A 欄・・・景観法第 16 条第 3 項に基づく勧告の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ④ B B 欄・・・景観法第 16 条第 5 項に基づく通知の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑤ B C 欄・・・景観法第 16 条第 6 項に基づく協議の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑥ B D 欄・・・景観法第 17 条第 1 項に基づく命令の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑦ B E 欄・・・景観法第 17 条第 4 項に基づく通知の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑧ B F 欄・・・景観法第 17 条第 5 項に基づく命令の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑨ B G 欄・・・景観法第 17 条第 6 項に基づく広告の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑩ B H 欄・・・景観法第 17 条第 7 項に基づく立入の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑪ B I 欄・・・景観法に基づく罰則適用の数（平成 27 年度実績）を入力してください。
- ⑫ B J 欄・・・景観計画策定以降、景観法第 18 条第 2 項に基づく期間の短縮の適用事例の有無を選択してください。
- ⑬ B K 欄・・・景観計画における景観農業振興地域整備計画の定めの有無を選択してください。
- ⑭ B L 欄・・・景観計画策定以降、景観法第 59 条に基づき市町村森林整備計画を変更した事例の有無を選択してください。

事前協議

- ① B M 欄・・・景観条例における事前協議の取り扱い状況を選択してください。
- ② B N 欄・・・補足があれば記入してください。

認定制度等の地区

- ① B O 欄・・・景観地区を定めている場合には、その地区数を記載してください。
- ② B P 欄・・・準景観地区を定めている場合には、その地区数を記載してください。
- ③ B Q 欄・・・地区計画等掲載意匠条例を策定している場合には、その数を記載してください。

その他保全措置

- ① B R 欄・・・景観重要建造物を定めている場合には、その数を記載してください。

② B S 欄 ……景観重要樹木を定めている場合には、その数を記載してください。

③ B T 欄 ……景観協定を定めている場合には、その数を記載してください。

景観協議会

① B U 欄 ……景観協議会を組織している場合には、その数を記載してください。

景観整備機構

① B V 欄 ……景観整備機構を指定している場合には、その数を記載してください。

地方公共団体 担当部局 御中

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

市街地縁辺部（フリンジ）における景観形成に関する調査について（依頼）

平素より、景観形成施策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記につきましては、今年度、国土交通省では、「居住機能・都市機能の誘導と連携した景観施策」をテーマに、平成26年8月に施行された改正都市再生特別措置法による集約型都市構造への転換を契機と捉え、用途誘導と景観施策のあり方を検討しております。つきましては、下記のとおり調査を実施いたしますので、ご多忙の折、大変お手数ではございますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。なお、本アンケートは、居住機能・都市機能の誘導と連携した景観施策検討調査の一環として、株式会社都市環境研究所に委託し、実施しているものです。

調査の結果は、景観施策の普及啓発のため、国土交通省ホームページ等で公表する予定ですので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 調査名 : 「市街地縁辺部における景観形成に関する調査」
- (2) 依頼先 : 全地方公共団体
※都道府県におかれましては、貴管内市区町村へのご送付をお願いします。
- (3) 調査方法 : 別添1の設問について、別添2にて回答を記入願います。
※問7の④に関連して資料をご提供頂ける場合は、PDFやJPG等の形式により別ファイルにて、別添2のファイルとあわせてお送り下さい。
別ファイルをお送りいただく場合には、ファイル名を「自治体番号（半角数字）_都道府県名_市町村名_通し番号」としてください（ファイル名の例「1111_●●県_●●市_1.pdf」）。
- (4) 提出期限 : 平成29年2月28日（火）
- (5) 問い合わせ・提出先 : 回答（別添2のファイル）は下記まで直接ご提出願います。
(株) 都市環境研究所 酒井、関【調査受託業者】
E-mail : keikan@urdi.co.jp
※添付ファイルは、一つのメールあたり10MBまでとし、10MBを超える場合はメールを複数に分けて送付ください。
TEL : 03-3814-1001
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷2-35-10
- (6) 担当 : 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 勝美
E-mail : katsumi-n2by@mlit.go.jp
TEL : 03-5253-8954

※ご提出いただいた調査票について、内容確認のため、委託業者からご担当者様あてに直接連絡する場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

以上

市街地縁辺部（フリンジ）における景観形成に関する調査

■調査の目的

我が国は、本格的な人口減少や高齢化が進行することにより、集約型都市構造への転換が検討・実践されていますが、都市機能・居住機能の集約を進める地域（以下、集約エリアという）の内側では土地の高度利用や都市機能の更新等が進むことが考えられる一方で、集約エリアの外側では低未利用地化が進むことが考えられます。今後、市街地縁辺部（フリンジ）などのような集約エリアの外側において、空き家や空き地等の低未利用地の発生、耕作されない農地や里山等における荒廃地の増加など、現在の景観の大きな変化が危惧されます。

そこで、全国の地方公共団体へのアンケート調査を実施することで、現状及び今後の市街地縁辺部における土地利用や景観の変化を把握するとともに、景観形成の取り組むべきテーマや景観施策のあり方を検討します。

■調査対象

全国都道府県・市町村

■調査方法

- ・地方整備局を通じてアンケート調査票を各地方公共団体の回答責任者（部局）に配付・回収
- ・回答の責任者は、景観担当部局なければ都市計画・都市整備・建築等の担当部局

■設問と回答

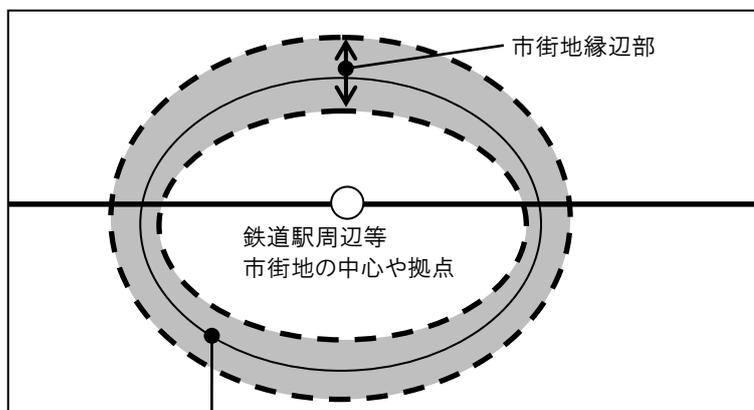
設問	回答いただく団体
地方公共団体の基礎情報、回答者部局	全地方公共団体
問1～問6 市街地縁辺部の現況や動向、課題	全地方公共団体
問7～問9 市街地縁辺部の景観形成の取組み	景観計画を策定している景観行政団体
問10 その他意見など	全地方公共団体

※回答は【別添2】にあるエクセルファイルをお願いします。

■市街地縁辺部（フリンジ）について

- ・本アンケートでの市街地縁辺部は、スプロール化した地域や郊外部に開発された住宅地などの市街地と、その外縁部に隣接する農地など自然的土地利用を含めた区域を対象とします。
- ・なお、集約型都市構造への再編を検討している地域に関しては、居住機能・都市機能を集約するエリアの外側を想定します。

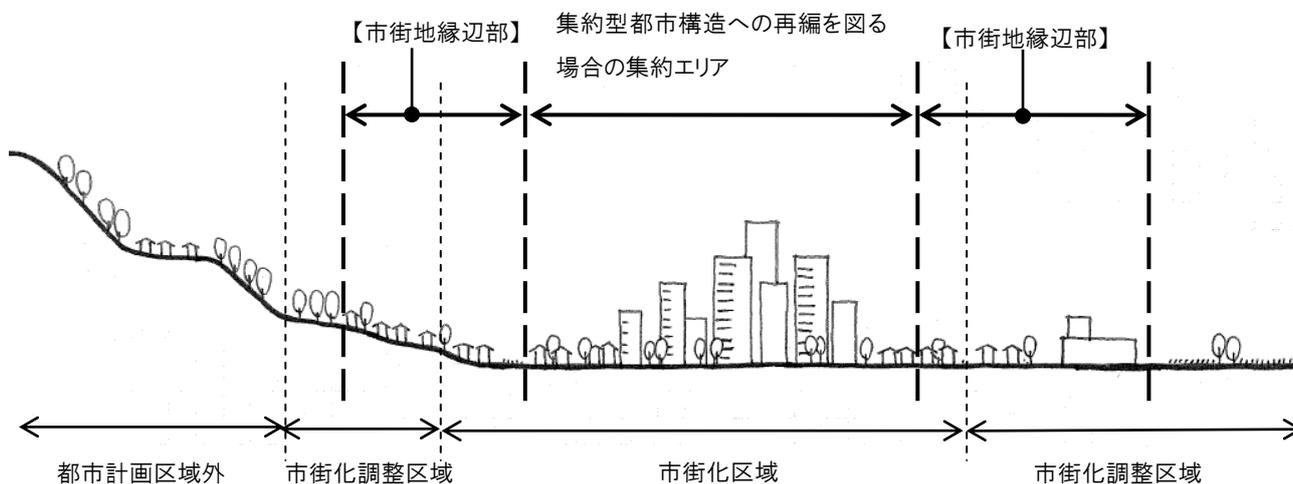
例) 都市計画区域に指定された地方公共団体における市街地縁辺部



市街地(市街化区域又は用途地域指定地域)

※地方公共団体の行政区域全域が都市計画区域外の場合、都市的土地利用が相当進むことで都市機能・居住機能が一定程度集積した地域を市街地と捉え、その外縁部を市街地縁辺部とします。

イメージ（線引き都市計画区域の場合）



アンケート調査設問

◇貴地方公共団体の基礎情報（特に明記していない場合、平成29年1月1日現在の状況）及び回答者の担当部署等を記入してください。（都道府県は3、4は記載しないで結構です）

1. 地方公共団体の総人口数（平成27年国勢調査）： _____ 人
2. 地方公共団体の面積： _____ k m²
3. 都市計画区域：（該当する番号を1つ選択してください）
 - 1 地方公共団体の区域の全域が都市計画区域
 - 2 地方公共団体の区域の一部が都市計画区域
 - 3 地方公共団体の区域の一部が都市計画区域で、一部が準都市計画区域
 - 4 地方公共団体の区域の全域が都市計画区域外で、一部が準都市計画区域
 - 5 地方公共団体の区域の全域が準都市計画区域
 - 6 地方公共団体の区域の全域が都市計画区域外
4. 区域区分の有無：（上記3.で1～3を回答した団体は該当する番号を1つ選択してください）
 - 1 線引き都市計画区域
 - 2 線引き都市計画区域と未線引き都市計画区域が混在
 - 3 未線引き都市計画区域
- 5-1. 景観行政団体：（該当する番号を1つ選択してください）
 - 1 景観行政団体 2 景観行政団体ではない
- 5-2. 景観法に基づく景観計画の策定状況：（該当する番号を1つ選択してください）
 - 1 景観計画策定済（景観計画を施行した年（和暦）月をお書きください）
 - 2 景観計画を検討又は策定中
 - 3 景観計画は策定していない
6. 貴地方公共団体の担当部署・係名・回答者氏名・電話番号と組織メールアドレスをお書きください。

◇貴地方公共団体における市街地縁辺部に関する現状についてお尋ねします。

問1 貴地方公共団体の行政区域内に市街地縁辺部はありますか、以下より選択してください。

（一つのみ回答）

a ある b 明確ではないが類似した地域がある c ない

※「c ない」と回答した団体は
問10～(問2～問9の回答は
結構です)

問2 市街地縁辺部にみられる土地利用について、およそ10年前の土地利用で主なものを以下より5つまで選択してください。

- | | |
|------------|--------------------|
| a 山林・荒地等 | i 中高層住宅地 |
| b 田 | j 商業・業務用地 |
| c 畑・その他の農地 | k 道路用地 |
| d 造成中地 | l 公園・緑地等 |
| e 空地 | m その他の公共公益施設用地 |
| f 工業用地 | n 河川・湖沼等 |
| g 一般低層住宅地 | o その他（具体的にお書きください） |
| h 密集低層住宅地 | |

※土地利用の分類は、最後のページにある「土地利用分類種別」を参考にしてください

問3 市街地縁辺部では最近10年程度でどのような動向、変化がみられますか、先の問題2で回答した土地利用ごとに主なもの、目立つものをお書きください。特に目立った動向がみられない場合や変化が見られない場合は「変化無し」とお書きください（自由回答）。

【動向や変化の例示】

農地の耕作放棄地や荒地地の増加	大規模な公共公益施設の立地
市民農園など農地再生・活用の進展	土石や廃棄物、その他資材等堆積場の立地
植林など緑地再生・活用の進展	産業廃棄物やリサイクル等処理施設の立地
宅地の空き地、空き家の増加	太陽光発電設備の設置
小規模な住宅地開発、宅地化	風力やバイオマス等関連施設の立地
工業や運輸・倉庫など物流系施設の立地	野立て看板等屋外広告物の立地
大規模小売店など商業施設の立地	道路・駐車場等交通施設の立地
	など

問4 市街地縁辺部の景観はおおよそ10年前と比較した場合、どのように変化し、どのように評価できますか。以下より選択してください（一つのみ回答）。

- a 全体的に景観が悪くなった
- b 一部の地域で景観が悪くなった
- c 一部の地域で景観が良くなった
- d 全体的に景観が良くなった
- e ほとんど変わらない

【上記問4で『a 全体的に悪くなった』又は『b 一部の地域で悪くなった』と回答した地方公共団体に問5と問6についてお尋ねします。】

問5 景観が悪くなった場所等について、該当するもの全てについて以下より選択してください（複数回答）。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| a 田園の景観阻害・悪化 | f 幹線道路など沿道景観の阻害・悪化 |
| b 里山の景観の阻害・悪化 | g 団地等計画住宅地の景観の阻害・悪化 |
| c 農村集落のまち並み景観の阻害・悪化 | h 周囲の山並みなど眺望景観の阻害・悪化 |
| d 地域の歴史や文化的な景観の阻害・悪化 | i その他（具体にお書きください） |
| e 市街地の景観の阻害・悪化 | |

問6 景観が悪くなった要因として、問3に回答した動向や変化で、特に大きく影響し課題と考えているものを3つまでお書きください（自由回答）。

【問7～問9は、「景観計画を策定している景観行政団体」がお答えください。】

◇市街地縁辺部の景観形成の取組みや課題等についてお尋ねします。

問7 問2、問3で回答いただいたような市街地縁辺部の現況や動向に対する景観計画に基づく施策の実施状況についてお答えください。

①市街地縁辺部が景観計画の対象区域かどうか、以下より選択してください（一つのみ回答）。

- a 景観計画区域内に市街地縁辺部が含まれる
- b 景観計画区域内に市街地縁辺部は含まれない

【上記問7の①で「a」を回答した景観行政団体にお尋ねします。】

②市街地縁辺部に関する景観計画区域の設定について、以下より選択してください（一つのみ回答）。

- a 景観計画区域を区分し、市街地縁辺部に関連する場所や土地利用等ごとに区域を設定している（重点地区の設定を含む）
- b 景観計画区域を区分しているが、市街地縁辺部に関連する場所や土地利用等ごとに区域を設定していない
- c 景観計画区域を細分化していない
- d その他（具体にお書きください）

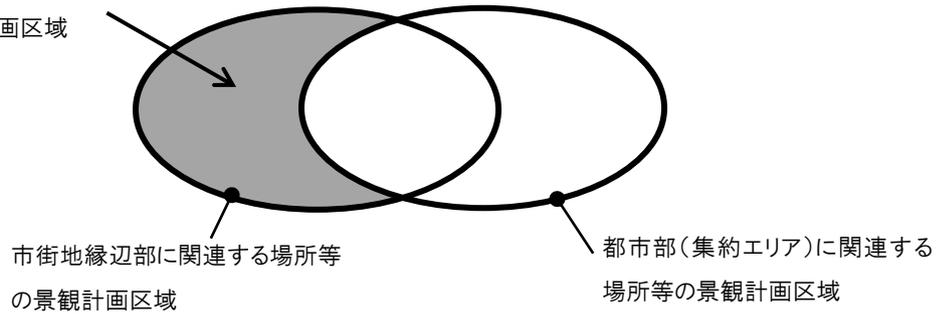
【上記問7の②で「a」を回答した景観行政団体にお尋ねします。】

③市街地縁辺部に関する景観形成基準の設定について、以下の項目に沿ってお答えください。

項目	回答方法と例
A) 市街地縁辺部に関連する場所等の景観計画区域名をお書きください	* 区域が複数ある場合は、それぞれの区域名をお書きください
B) 都市部（集約エリア）に関連する場所等の景観計画区域名をお書きください	* 区域が複数ある場合は、それぞれの区域名をお書きください
C) <u>市街地縁辺部にのみ関連する区域内の景観形成基準</u> についておたずねします C1：市街地縁辺部にのみ定めている景観形成基準の項目に「1」を回答欄に記入してください C2：都市部に定めている景観形成基準と項目は同じだが、基準の内容が市街地縁辺部の方が厳しいものに「2」を回答欄に記入してください C3：都市部に定めている景観形成基準と項目は同じだが、基準の内容が市街地縁辺部の方が緩いものに「3」を回答欄に記入してください	* 区域が複数あっても区域ごとに回答する必要はありません * 市街地縁辺部の基準と都市部（集約エリア）の基準が同様の場合、または該当しない項目は空白のままにしてください * 区域が複数あり、都市部の景観形成基準と比較して厳しいものと緩いもの両方ある場合は「4」を記入してください

【設問項目 C に関して、市街地縁辺部のみに関連する景観計画区域】

設問項目 C でお答えいただく対象
となる景観計画区域



例)

市街地縁辺部に関連する場所等の景観計画区域：農地区域、低層住宅地区域、幹線道路沿道区域

都市部に関連する場所等の景観計画区域：商業区域、中高層住宅地区域、幹線道路沿道区域

⇒上記のような区域区分の場合、設問項目 C の対象区域：農地区域、低層住宅地区域

【景観形成基準の項目】

- | | |
|---------------------|----------------------|
| a 建築物の高さ | q 工作物の形状 |
| b 工作物の高さ | r 工作物の素材 |
| c 壁面の位置 | s 工作物の色彩 |
| d 建築物の最低敷地規模 | t 工作物の壁面緑化・屋上緑化 |
| e 全行為に共通する形態意匠 | u 外構部の空地の確保 |
| f 建築物の配置・規模 | v 外構部の門・塀・垣・柵 |
| g 工作物の配置・規模 | w 駐車場に関する事項 |
| h 建築物の屋根形状 | x 敷地内緑化（壁面緑化・屋上緑化以外） |
| i 建築物の屋根の素材 | y 土地の形質の変更に関する事項 |
| j 建築物の屋根の色彩 | （上記 a～x 以外） |
| k 建築物の屋上設備 | z 木竹の植栽又は伐採、緑化に関する事項 |
| l 建築物の壁面の形態・意匠 | （上記 a～x 以外） |
| m 建築物の外壁の素材 | aa 屋外における物件の堆積 |
| n 建築物の外壁の色彩 | （上記 a～x 以外） |
| o 建築物の外壁に関する設備や屋外階段 | ab 特定照明に関する事項 |
| p 建築物の壁面緑化・屋上緑化 | ac その他 |

【上記問 7 の②で「a」を回答した景観行政団体にお尋ねします。】

- ④都市部（集約エリア）と市街地縁辺部の景観形成基準について PDF 等別ファイルにてお送りください。別ファイルをお送りいただく場合には、ファイル名を「自治体番号（半角数字）_都道府県名_市町村名_通し番号」としてください（ファイル名の例「1111_●●県_●●市_1.pdf」）。

【上記問7の①で「a」を回答した景観行政団体にお尋ねします。】

⑤市街地縁辺部において届出対象行為に設定しているものについて、以下より選択し、それぞれに面積や高さ等規模要件に係る内容を記入してください。

- a 建築物の建築等
- b 擁壁の建設等
- c 携帯電話用アンテナや鉄塔の建設等
- d 広告塔、広告板の建設等
- e 製造、貯蔵又は処理の用に供する工作物の建設等
- f 太陽光発電設備等の設置
- g 開発行為
- h 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採等土地の形式の変更
- i 木竹の植栽又は伐採
- j 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- k その他（対象行為についてお書きください。なお規模要件の記載は不要です。）

問8 問5、問6で回答した景観上の課題に関して、景観計画施行時期との関係について以下より選択してください（一つのみ回答）。

- a 景観計画施行前から課題であったが、施行後には景観への配慮がなされるようになった
- b 景観計画施行前から課題であったが、施行後には景観への配慮が、一部なされるようになった
- c 景観計画施行前から課題であったが、施行後には立地等動向が減少している
- d 景観計画施行前から課題であり、施行後、景観への配慮がほとんどなされていない
- e 景観計画施行前から課題であり、施行後、届出の実績がない
- f 景観計画施行前には立地等動向がみられなかったが、施行後にみられるようになった
- g その他（具体にお書きください）

問9 市街地縁辺部の景観誘導や届出の運用に当たっての課題等があれば、その内容について該当するもの全て以下より選択してください（複数回答）。

- a 届出対象行為に設定しているが届出がなされない場合がある
- b 新たな課題に対応するため届出対象行為の見直しが必要
- c 法律・政令で定められた届出対象行為以外にも届出を義務付けるべき行為がある（空き家の除却など）
- d 建築確認とは別の手続きが必要となることに対する事業者等の抵抗感が大きい
- e 他法令等に基づく制限がなされる場合は、届出が適用除外される
- f 市街地縁辺部の景観形成の方針を明確に示すのが困難
- g その他（具体にお書きください）

◇その他意見など

問 10 その他市街地縁辺部の現状や課題、施策の方向性などに関して、ご意見等があればお書きください。

以上で質問は終了です。ご回答いただきありがとうございました。

参考) 土地利用分類種別 (国土交通省国土地理院)

山林・荒地等：

樹林地，竹林，篠地，笹地，野草地（耕作放棄地を含める），裸地，ゴルフ場等をいう。

田：

水稻，はす，くわい等を栽培している水田（短期的な休耕田を含める）をいい，季節により畑作物を栽培するものを含む。

畑・その他の農地：

普通畑，果樹園，桑園，茶園，その他の樹園，苗木畑，牧場，牧草地，採草放牧地，畜舎，温室等の畑及びその他の農地をいう。

造成中地：

宅地造成，埋立等の目的で人工的に土地の改変が進行中の土地をいう。

空地：

人工的に土地の整理が行われ，現在はまだ利用されていない土地及び簡単な施設からなる屋外駐車場，ゴルフ練習場，テニスコート，資材置場等も含める。

工業用地：

製造工場，加工工場，修理工場等の用地をいい，工場に付属する倉庫，原料置場，生産物置場，厚生施設等も含める。

一般低層住宅地：

3階以下の住宅用建物からなり，住宅1戸あたり100㎡以上の敷地の住宅地をいう。農家の場合は，屋敷林を含めるものとする。

密集低層住宅地：

3階以下の住宅用建物からなり，住宅1戸あたり100㎡未満の敷地の住宅地が密集する住宅地をいう。

中高層住宅地：

4階建以上の中高層住宅の敷地からなる住宅地をいう。

商業・業務用地：

小売店舗，スーパー，デパート，卸売，飲食店，映画館，劇場，旅館，ホテル等の商店，娯楽，宿泊等のサービス業を含む用地及び銀行，証券，保険，商社等の企業の事務所，新聞社，流通施設，その他これに類する用地をいう。

道路用地：

原則として有効幅員 1 m以上の道路とする（ただし使用する資料によっては、また描画する場合については、この限りではない）。なお、駅前広場等及び工事中・道路用地と判断できる場合も含むものとする。

公園・緑地等：

公園、動植物園、墓地、寺社の境内地、遊園地等の公共的性格を有する施設及び総合運動場、競技場、野球場等の運動競技を行うための施設用地をいう。

その他の公共公益施設用地：

公共業務地区（国、地方自治体等の庁舎からなる地区）、教育文化施設（学校、研究所、図書館、美術館等からなる地区）、供給処理施設（浄水場、下水処理場、焼却場、変電所からなる施設地区）、社会福祉施設（病院、療養所、老人ホーム、保育所等からなる施設地区）、鉄道用地（鉄道、車両基地を含む）、バス発着センター、車庫、港湾施設用地、空港等の用地をいう。

河川・湖沼等：

原則として水部の幅が 1 m以上の河川（河川敷、堤防を含む）、湖沼、溜池、養魚場等をいう。また海浜地を含むものとする。